

(独)郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令の一部を改正する省令案
概要説明

1. 改正の背景

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令(平成 19 年総務省令第 98 号。以下「本省令」という。)第 17 条第 2 項及び第 18 条第 2 項では、経営等に関する情報の公表を義務づけている。この条項は、令和 4 年 6 月 3 日策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(以下「一括見直しプラン」という。)等に基づき、7 項目のアナログ規制に該当する条項のうち、「往訪閲覧・縦覧規制」として見直しの対象となっているところ。デジタル手続法(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律 151 号))又は、e-文書法(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 16 年法律第 149 号))の関連規程を踏まえても省令改正が必要と判断されたため、本省令の改正を行う。

2. 改正の内容

本省令第 17 条第 2 項及び第 18 条第 2 項に掲げる事項に、「公表事項を記載した書類を機構の事務所に備えて一般の閲覧に供する方法により」とあるところを、「公表事項を記載した書類をインターネットを利用して一般の閲覧に供する方法により」とし、デジタル完結とするために、所要の整備を行う。

3. 今後の予定

令和 5 年 3 月 公布・施行

以上